

令和5年守山市議会6月定例会議会日程 (案)

(会議期間 21日間)

月	日	曜	日	程	開 議 時 刻
6	9	金	本 会 議	開会、諸般の報告 会議録署名議員の指名 会議期間の決定 議案上程、提案説明 <議第75号から議第78号まで> 議案質疑 委員会付託 各常任委員会(休憩中) 常任委員長審査結果報告 質疑、討論、採決	午前9時30分
	10	土	休 会	議案熟読調査 質疑、質問締切日(14日 午後5時15分)	
	11	日			
	12	月			
	13	火			
	14	水			
	15	木			
	16	金			
	17	土			
	18	日			
	19	月			
20	火				
21	水	本 会 議	個人質問(議案質疑および一般質問) 一部採決 委員会付託	午前9時30分	
22	木				
23	金	休 会	総務常任委員会 文教福祉常任委員会 環境生活都市経済常任委員会 討論締切(28日正午)	(午前9時30分) (午前9時30分) (午前9時30分)	
24	土				
25	日				
26	月				
27	火				
28	水				
29	木	本 会 議	常任委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 特別委員長審査報告	午前9時30分	

令和5年守山市議会6月定例会月会議提出予定議案(案)

1 付議件数

専決案件	1件	その他の案件	4件
認定案件	1件	諮問案件	1件
予算案件	3件	推薦案件	1件
条例案件	6件	提出案件計	40件
人事案件	27件	(報告案件)	7件

提出日 令和5年6月9日(予定)

2 議案概要

【議第39号】 令和5年度守山市一般会計補正予算(第3号)

歳入歳出補正額 523,099千円 (補正後の額 34,380,329千円)

【議第40号】 令和5年度守山市水道事業会計補正予算(第1号)

収益的支出額 8,118千円 (補正後の額 1,520,265千円)

【議第41号】 令和5年度守山市下水道事業会計補正予算(第1号)

収益的収入額 20,000千円 (補正後の額 2,421,693千円)

収益的支出額 20,735千円 (補正後の額 2,415,392千円)

資本的収入額 78,500千円 (補正後の額 824,375千円)

資本的支出額 131,461千円 (補正後の額 1,673,905千円)

【議第42号】 「つなぐ、守の舎」街道広場の設置および管理に関する条例案

(制定概要) 人と人との交流の場の創出や行政との協働の促進を図ることにより、市民の活発なコミュニティ活動を推進し、本市のまちづくりに寄与することを目的として、守山市役所新庁舎に「つなぐ、守の舎」街道広場を設置するために、必要な事項を定めようとするもの

(1) 名称および位置

ア 名称 「つなぐ、守の舎」街道広場

イ 位置 守山市吉身二丁目5番22号

(2) 施設

ア 街道広場に次に掲げる施設を設ける。

(ア) 市民交流スペース

a 多目的ホール

b ギャラリー

c 屋外スペース

d その他コミュニティ活動を推進するために必要な施設

(イ) 憩いのスペース

(ウ) 親子広場

(エ) その他の施設

イ 施設のうち、多目的ホールおよびギャラリーにて貸館を行う。

(3) 街道広場で行う事業

ア 多様な人との交流の場の創出

イ 日常の憩いの場の提供

ウ 市が実施する事業

エ その他設置目的を達成するために必要なこと。

(4) 供用時間等

ア 供用時間 午前8時30分から午後9時まで

イ 供用を行わない日 12月29日から翌年1月3日まで

ウ 貸館を行う施設の使用許可の時間区分を定める。

(5) 使用の許可、使用の不許可等

街道広場の使用の許可、不許可、取消し、目的外使用の禁止等使用に関する条件を規定する。

(6) 使用料

ア 街道広場の使用料を、守山市使用料および手数料条例に定める。

イ 使用料の減免を規定する。

(7) 委任

この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が規則で定める旨を規定する。

(施行期日等)

(1) 施行期日

令和5年8月14日。ただし、施設の使用許可等に関する規定は規則で定める日

(2) 議会の議決に付すべき公の施設の利用および廃止に関する条例の一部を改正する。

「つなぐ、守の舎」街道広場の規定を追加する。

(3) 守山市使用料および手数料条例の一部を改正する。

「つなぐ、守の舎」街道広場の使用料を次のように定める。

ア 多目的ホール（閉鎖利用）

	午前	午後	夜間
区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで

日曜日、土曜日および休日	全面	9,000円	12,000円	12,000円
	半面	5,400円	7,200円	7,200円
平日 ※貸館時間は午後6時から午後9時まで	全面	—	—	6,000円
	半面	—	—	3,600円

イ 多目的ホール（開放利用）

区分		午前	午後	夜間
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
日曜日、土曜日および休日	全面	4,500円	6,000円	6,000円
	半面	2,700円	3,600円	3,600円
平日 ※貸館時間は午後6時から午後9時まで	全面	—	—	3,000円
	半面	—	—	1,800円

ウ ギャラリー（壁面）

区分		午前	午後
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで
平日	ギャラリー （1区画につき）	300円	400円

エ 付属設備等使用料 別に規則で定める額

【議第43号】 守山市危機管理センターの設置および管理に関する条例案

（制定概要） 災害時や緊急事態発生時における対応および被害の拡大を未然に防止するための活動の拠点として危機管理を的確かつ迅速に行うとともに、市民の防災に関する知識および技術の普及ならびに防災意識の高揚を図ることを目的として、守山市役所新庁舎に守山市危機管理センターを設置するために、必要な事項を定めようとするもの

(1) 名称および位置

- ア 名称 守山市危機管理センター
- イ 位置 守山市吉身二丁目5番22号

(2) 施設

- ア 危機管理センターに次に掲げる施設を設ける。
 - (7) 防災会議室
 - (4) 会議室
 - (ウ) 備蓄倉庫

- (エ) 消防団防災無線室
- (オ) その他災害時や緊急事態における活動に必要な施設
- イ 施設のうち、防災会議室および会議室にて貸館を行う。
- (3) 危機管理センターが行う業務
 - ア 災害等緊急の事態への対処および当該事態の発生防止
 - イ 危機管理に関する教育、訓練および研修の実施
 - ウ 危機管理に関する情報および資料の収集ならびに提供
 - エ 危機管理に関する市民への啓発および知識の普及ならびに当該活動のための場の提供
 - オ 危機管理に関する物資の備蓄および供給
 - カ その他設置目的を達成するために必要な業務
- (4) 開館時間等（緊急時を除く。）
 - ア 開館時間 午前8時30分から午後9時まで
 - イ 休館日 12月29日から翌年1月3日まで
 - ウ 貸館を行う施設の使用許可の時間区分を定める。
- (5) 使用の許可、使用の不許可等
危機管理センターの使用の許可、不許可、取消し、目的外使用の禁止等使用に関する条件を規定する。
- (6) 使用料
 - ア 危機管理センターの使用料を、守山市使用料および手数料条例に定める。
 - イ 使用料の減免を規定する。
- (7) 委任
この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が規則で定める旨を規定する。

(施行期日等)

- (1) 施行期日
令和5年8月14日。ただし、施設の使用許可等に関する規定は規則で定める日
- (2) 議会の議決に付すべき公の施設の利用および廃止に関する条例の一部を改正する。
守山市危機管理センターの規定を追加する。
- (3) 守山市使用料および手数料条例の一部を改正する。
守山市危機管理センターの使用料を次のように定める。

ア 防災会議室

区分		午前	午後	夜間
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
日曜日、土曜日	全面	5,400円	7,200円	7,200円
および休日	半面	2,700円	3,600円	3,600円

イ 会議室（2室）

区分		午前	午後	夜間
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
日曜日、土曜日 および休日	1室につき	1,800円	2,400円	2,400円

ウ 付属設備等使用料 別に規則で定める額

- (4) 守山市コミュニティ防災センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する。

新たに危機管理センターを設置するため、コミュニティ防災センターを応急活動の補完施設として位置付ける改正を行う。

【議第44号】 守山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられたことによる人事院規則の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症防疫等作業に従事したときに、特別に支給するとしていた手当を廃止するもの

(施行期日) 公布の日

【議第45号】 守山市税条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 地方税法等の一部改正に伴い、必要な改正を行おうとするもの

(1) 市民税関係

ア 令和6年度から国税である森林環境税を市民税の均等割にあわせて賦課徴収するにあたり、給与や年金の特別徴収の対象とすることや納税通知書への記載など、賦課徴収に係る所要の規定を整備する。

イ 申告手続きの簡素化のため、給与所得者の扶養控除申告書について、前年から内容に異動がない場合は、異動がない旨の記載のみで申告することができることとする。

(2) 固定資産税関係

法に基づく一定の要件を満たしたマンションについて、長寿命化に資する大規模修繕工事を実施した場合、3年間は2分の1の額を減額する措置を地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）に追加する。

(3) 軽自動車税関係

ア 特定小型原動機付自転車の税率区分を2,000円に統一する。

イ 自動車メーカーの不正行為に起因し軽自動車税環境性能割等の納付不足額が発生した場合における当該自動車メーカーが、納付すべき額に加算する割合を10%から35%に引き上げる。

(4) 関係条文の字句の修正を行う。

(施行期日等)

(1) 施行期日 公布の日

ただし、

上記(3)アについては、令和5年7月1日

上記(1)アおよび(3)イについては、令和6年1月1日

上記(1)イについては、令和7年1月1日

(2) 経過措置

市民税、固定資産税および軽自動車税について、それぞれ経過措置を設ける。

【議第46号】 守山市使用料および手数料条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 公的個人認証法の改正および市民の利便性向上のため、コンビニでの証明書の申請手続きに関して、必要な改正を行おうとするもの

(1) コンビニ交付の各種証明書の申請手続きの際、個人番号カードに加え、今後スマートフォンの利用により取得する方法が追加されることになることに伴い、字句の整備を行う。

(2) コンビニ交付で取り扱う証明書の種類に住民票記載事項証明書を追加し、交付手数料は1通につき200円とする。

(施行期日) 令和5年8月1日

【議第47号】 守山市伊勢遺跡史跡公園の設置および管理に関する条例案

(制定概要) 市民の誇るべき歴史遺産である国史跡の伊勢遺跡を保存し、次世代に継承するとともに、歴史学習の拠点および市民の憩いの場を提供することを目的とする守山市伊勢遺跡史跡公園を設置するために、必要な事項を定めようとするもの

(1) 名称および位置

- ア 名称 守山市伊勢遺跡史跡公園
- イ 位置 守山市伊勢町80番地

(2) 施設

- ア 遺構展示施設
- イ 屋外展示施設
- ウ 管理棟
- エ 芝生広場
- オ 多目的広場

(3) 職員

史跡公園に所長その他必要な職員を置く。

(4) 管理および業務

史跡公園は、教育委員会が管理し、次に掲げる業務を行う。

- ア 史跡の保存に関すること。
- イ 史跡の展示公開に関すること。
- ウ 史跡公園の活用に関すること。
- エ 教育機関や地域と連携した歴史学習に関すること。
- オ その他教育委員会が必要と認めること。

(5) 開館時間等

- ア 開館時間 午前9時から午後5時まで
- イ 休館日

(7) 火曜日（休日に当たるときを除く。）

(4) 休日の翌日（土曜日、日曜日または休日に当たるときは、その日以後において最も近い休日等でない日）

(ウ) 12月29日から翌年1月3日まで

(6) 施設使用料等

史跡公園の入園および施設の使用は、無料とする。

(7) 行為の禁止

施設の損傷等禁止行為を規定する。

(8) 使用の許可、使用の不許可等

史跡公園の使用の許可、不許可、取消し、目的外使用の禁止等使用に関する条件を規定する。

(9) 委任

この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が規則で定める旨を規定する。

(施行期日等)

- (1) 施行期日
規則で定める日
- (2) 議会の議決に付すべき公の施設の利用および廃止に関する条例の一部を改正する。
守山市伊勢遺跡史跡公園の規定を追加する。

【議第48号】 守山市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
地方税法第404条第2項の規定に基づき議会の同意を求めるもの
神 藤 高 敏 (前任者: 松 山 正)

【議第49号】 守山市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるもの
大 島 常 弘 (笠原町) (新任)
[議第49号から議第74号までは市へ届け出た順]

【議第50号】 守山市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるもの
山 本 麻 紀 代 (赤野井町) (再任 2期目)

【議第51号】 守山市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるもの
岡 本 良 一 (洲本町) (新任)

【議第52号】 守山市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるもの
九 重 智 子 (川田町) (新任)

【議第53号】 守山市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるもの
西 直 幸 (矢島町) (新任)

【議第54号】 守山市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求め
るもの

おお きま やす よし
大 崎 恭 義（下之郷二丁目）（新任）

【議第55号】 守山市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求め
るもの

くに えだ とし たか
國 枝 敏 孝（金森町）（新任）

【議第56号】 守山市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求め
るもの

すぎ え かず
杉 江 和（杉江町）（新任）

【議第57号】 守山市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求め
るもの

にし むら きよし
西 村 潔（小浜町）（新任）

【議第58号】 守山市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求め
るもの

なか じま こう じ
中 島 耕 治（新庄町）（新任）

【議第59号】 守山市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求め
るもの

き むら き よ こ
木 村 喜 代 子（幸津川町）（新任）

【議第60号】 守山市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求め
るもの

ほん じょう やす よし
本 城 康 吉（立田町）（新任）

【議第61号】 守山市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求め
るもの

宇野 正（大門町）（新任）

【議第62号】 守山市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求め
るもの

西村 明弘（今浜町）（新任）

【議第63号】 守山市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求め
るもの

村瀬 伸一郎（十二里町）（新任）

【議第64号】 守山市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求め
るもの

服部 重信（服部町）（新任）

【議第65号】 守山市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求め
るもの

寺田 安喜雄（欲賀町）（新任）

【議第66号】 守山市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求め
るもの

西村 正秋（播磨田町）（新任）

【議第67号】 守山市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求め
るもの

千代 博（千代町）（新任）

【議第68号】 守山市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求め
るもの

いま い せい じ (今浜町) (新任)

【議第69号】 守山市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求め
るもの

あき やま しん じ (木浜町) (再任 2期目)

【議第70号】 守山市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求め
るもの

たか はし けん じ (播磨田町) (新任)

【議第71号】 守山市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求め
るもの

にし で と し かず (山賀町) (新任)

【議第72号】 守山市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求め
るもの

たつ いち すけ ひろ (守山三丁目) (新任)

【議第73号】 守山市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求め
るもの

ふか お まどか (荒見町) (新任)

【議第74号】 守山市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求め
るもの

いま い せい いち (水保町) (新任)

【議第75号】 契約の締結につき議決を求めることについて

地方自治法第96条第1項第5号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決を求めるもの

- 1 契約の目的 守山市旧庁舎解体工事
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契約の金額 金218,900,000円
- 4 契約の相手方

初日議決

住 所 滋賀県守山市立入町475番地の2

商号および代表者氏名

株式会社日建

代表取締役 高 橋 武 宏

【議第76号】 契約の締結につき議決を求めることについて

地方自治法第96条第1項第5号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決を求めるもの

- 1 契約の目的 湖南広域消防局北消防署出張所新庁舎建設(建築)工事
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契約の金額 金492,800,000円
- 4 契約の相手方

初日議決

住 所 滋賀県甲賀市甲賀町相模141番地の1

商号および代表者氏名

京都建物社正株式会社

代表取締役 辻 政 志

【議第77号】 契約の締結につき議決を求めることについて

地方自治法第96条第1項第5号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決を求めるもの

- 1 契約の目的 湖南広域消防局北消防署出張所新庁舎建設(電気設備)工事
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契約の金額 金161,700,000円
- 4 契約の相手方

初日議決

住 所 滋賀県守山市川田町307番地の3

商号および代表者氏名

株式会社藤本電気商会

代表取締役 藤 本 一 矢

【議第78号】 財産の取得につき議決を求めることについて

地方自治法第96条第1項第8号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議決を求めるもの

- | | | | |
|---|-------|------------------------|------|
| 1 | 取得財産 | 土地 | |
| 2 | 数量 | 10,337.87平方メートル | 初日議決 |
| 3 | 取得価格 | 251,751,373円 | |
| 4 | 取得目的 | 立入公園整備事業における公園用地に資するため | |
| 5 | 所在地 | 守山市立入町字川原381番1他44筆 | |
| 6 | 契約相手方 | 守山市土地開発公社 | |
- 理事長 森 中 高 史

【報告第7号】 令和4年度守山市繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、報告するもの（一般会計）

【報告第8号】 令和4年度守山市事故繰越し繰越計算書について

地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき、報告するもの（一般会計）

【報告第9号】 令和4年度守山市土地開発公社の決算の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するもの

【報告第10号】 令和5年度守山市土地開発公社の事業計画および予算について

地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するもの

【報告第11号】 令和5年度一般財団法人守山野洲市民交流プラザの事業計画および予算について

地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するもの

【報告第12号】 令和5年度公益財団法人守山市文化体育振興事業団の事業計画および予算について

地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するもの

【報告第13号】 専決処分の報告について

令和5年2月に守山市水保町地先で発生した公用車の物損事故に関する
和解と本市が支払うべき損害賠償金の額を委任専決処分により決定したこ
とについて、地方自治法第180条第2項の規定により報告するもの

損害賠償の額 金19,800円

令和5年守山市議会6月定例会会議 補正予算の概要

1【議第39号】令和5年度守山市一般会計補正予算(第3号)

歳入歳出補正額 523,099 千円
(補正後の額 34,380,329 千円)

補正概要

◆市長が掲げる施策

《主な施策等》

- ① 待機児童対策(15,028千円)
 - ・低年齢児(0から2歳児)の保育ニーズの増加や民間園の保育士不足等により待機児童が発生したことから、対策を早急に講じることで、待機児童の早期解消を目指すもの。
 - 保育士確保インセンティブ交付金(3,200千円)、乳児保育園整備事業(7,490千円)、地域型保育事業費補助金(小規模保育園整備)(3,750千円)、未就園児事業の充実(588千円)
- ② 子育て支援(17,278千円)
 - ・不安や負担を抱える子育て世帯への訪問支援および低所得の妊婦の経済的負担軽減等により、子育て支援の充実を図るもの。
 - 子育て世帯訪問支援事業(666千円)、産婦健康診査費用助成事業(8,120千円)、低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業(100千円)、親子のそだちの広場事業(292千円)
 - ・利用ニーズの高い小学校区に児童クラブを設置するため、事業者に対して施設整備費等を補助するもの。
 - 民設放課後児童クラブ施設整備事業費補助金(8,100千円)
- ③ 地域防災力の強化(11,670千円)
 - ・実践的訓練(水難救助)等を行う消防団の力向上モデル事業の実施およびコミュニティ助成事業の活用により、地域防災力の強化を図るもの。
 - 消防団の力向上モデル事業(水難救助訓練の実施等)(5,000千円)、コミュニティ助成事業[自治会防災設備(1,900千円)][消防団活動服購入(4,770千円)]
- ④ 健康づくり(7,182千円)
 - ・带状疱疹ワクチン接種費用の一部助成(65歳以上)により発症・重症化等の予防を図るもの。(6,182千円)
 - ・50歳の歯科健診無料化事業により歯周病の早期発見・早期治療を促し将来世代の介護予防を図るもの。(1,000千円)
- ⑤ GX関連事業(55,500千円)
 - ・脱炭素社会の実現に向け、公共施設への再生可能エネルギーの有効活用に向けた検討を進めるとともに、市民や市内事業者等に対しては、省エネ設備の導入等に係る支援を実施し、具体的な取り組みを促すもの。
 - 公共施設太陽光パネル設置調査業務(8,900千円)、住宅用蓄電池・太陽光発電設置補助金(6,600千円)、エコリフォーム等推進事業費補助金(30,000千円)、中小企業等省エネ・再エネ設備導入促進事業費補助金(10,000千円)
- ⑥ まちのDXの推進(6,000千円)
 - ・デジタル技術を活用した市内事業者の新たな経営展開や事業基盤の確立、また経営改革等や対策の実施、検討に係るプロフェッショナル人材の活用・連携を支援するもの。
 - 中小企業等デジタル化促進事業費補助金(4,000千円)、外部人材活用促進事業費補助金(2,000千円)
- ◆物価高騰対策
 - ⑦ 給食に係る保護者負担軽減(保育園・こども園・小学校・中学校)(32,844千円)
 - ・保護者負担を増やすことなく、給食の質を確保するもの。
 - (公立保育園1,250千円、民間保育園11,727千円、小中学校19,867千円)
 - ⑧ 障害福祉・介護サービス事業所等物価高騰対策に係る支援(32,803千円)
 - ・コロナ禍における物価高騰の影響を受けている障害福祉サービス事業所、介護サービス事業所を対象に支援を行うもの。
 - (障害福祉サービス事業所5,425千円、介護サービス事業所27,378千円)
 - ⑨ 畜産業者、漁業者への原油高騰対策
 - ・燃油、飼料、資材等の価格高騰の影響を受けている畜産業者、漁業者の負担軽減を図るため、生産基盤維持に係る取組に対する支援、燃料費の一部支援等を行うもの。(4,370千円)
 - (畜産業者に対する物価高騰支援3,750千円、漁業者に対する燃油高騰支援620千円)
- ◆その他
 - ⑩ コミュニティ助成事業助成金の補正
 - ・自治会のコミュニティ活動に係る設備等の整備補助(矢島、笠原、小浜)(4,700千円)

歳入歳出補正			千円
(歳入)			
国庫支出金			309,194
衛生費国庫負担金		98,682	98,682
(新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金)	98,682		
総務費国庫補助金		117,465	117,465
(電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金(推奨事業))	117,465		
民生費国庫補助金		6,719	6,719
(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金)	1,353		
(子ども・子育て支援交付金)	2,700		
(保育対策総合支援事業費補助金)	2,666		
衛生費国庫補助金		81,328	81,328
(母子保健衛生費補助金)	4,010		
(新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金)	77,318		
消防費国庫委託金		5,000	5,000
(消防団の力向上モデル事業委託金)	5,000		
県支出金			27,046
民生費県補助金		8,285	8,285
(地域子育て支援事業費補助金)	2,700		
(新たな子育て家庭支援基盤整備事業費補助金)	433		
(保育所等食料品価格高騰対策事業費補助金)	5,152		
衛生費県補助金		452	452
(健康増進事業費補助金)	452		
農水産業費県補助金		16,659	16,659
(新規就農・経営継承総合支援事業費補助金)	6,659		
(農地利用効率化等支援事業費補助金)	10,000		
教育費県委託金		1,650	1,650
(道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業委託金)	1,650		
寄付金			30,100
寄付金		30,100	30,100
(一般寄付金)	30,000		
(企業版ふるさと納税寄付金)	100		
繰越金			149,159
繰越金		149,159	149,159
(前年度繰越金)	149,159		
諸収入			7,600
雑入		7,600	7,600
(コミュニティ助成事業助成金(自治会、防災))	7,600		

(歳出)		千円
総務費		46,795
総務管理費		46,795
(公共施設太陽光パネル設置調査業務)	8,900	
(公共施設予約システム追加改修費)	1,595	
(コミュニティ助成事業助成金(自治会活動))	4,700	
(自転車用ヘルメット購入補助金)	1,100	
(旧JA速野支店仮設トイレ移設工事)	7,500	
(スポーツ振興基金積立金)	10,000	
(国スポ大会施設整備事業)	13,000	
民生費		142,739
社会福祉費		103,850
(実績に基づく国庫補助金返還金)	71,047	
(障害福祉サービス事業者物価高騰対策支援事業費交付金)	5,425	
(介護保険サービス事業者物価高騰対策支援事業費交付金)	27,378	
児童福祉費		36,183
(民設放課後児童クラブ施設整備事業費補助金)	8,100	
(子育て世帯訪問支援事業)	666	
(乳児保育園整備事業)	7,490	
(公立園給食物資に係る保護者負担軽減)	1,250	
(民間園給食物資に係る保護者負担軽減)	11,727	
(保育士確保インセンティブ交付金)	3,200	
(地域型保育事業費補助金(小規模保育園整備))	3,750	
生活保護費		2,706
(生活保護システム改修業務)	2,706	
衛生費		210,471
保健衛生費		191,694
(帯状疱疹ワクチン接種費用助成事業)	6,182	
(新型コロナウイルスワクチン接種事業)	176,000	
(親子のそだちの広場事業)	292	
(低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業)	100	
(産婦健康診査費用助成事業)	8,120	
(50歳の歯科健診無料化事業)	1,000	
環境衛生費		16,600
(環境学習都市宣言推進基金積立金)	10,000	
(住宅用蓄電池・太陽光発電設置補助金)	6,600	
清掃費		2,177
(資源化推進事業報償金)	2,177	
農水産業費		22,240
農業費		21,620
(地域計画策定業務)	760	
(農地台帳システム導入費)	451	
(農地効率化等支援事業費補助金)	10,000	
(肥育牛導入事業費補助金等)	3,750	
(新規就農者育成確保事業費補助金)	6,659	
水産業費		620
(水産業燃油高騰対策支援事業費補助金)	620	
商工費		47,290
商工費		47,290
(財源更正:商工振興事業費)	0	
・企業版ふるさと納税寄付金100千円		
(エコリフォーム等推進事業費補助金)	30,000	
(中小企業等省エネ・再エネ設備導入促進事業費補助金)	10,000	
(中小企業等デジタル化促進事業費補助金)	4,000	
(外部人材活用促進事業費補助金)	2,000	
(笠原地区産業用地整備調査業務)	1,290	
土木費		2,362
都市計画費		2,362
(都市公園緊急修繕工事)	2,362	

消防費		12,330
消防費		12,330
(消防団の力向上モデル事業)	5,000	
(消防団員活動服(夏服)購入)	4,770	
(コミュニティ助成事業助成金(自治会防災設備))	1,900	
(新庁舎防災会議室設置機器保守点検業務)	660	
教育費		38,872
教育総務費		2,400
(日本語指導員派遣事業)	750	
(道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業)	1,650	
幼稚園費		588
(未就園児事業の充実)	588	
社会教育費		16,017
(市民ホール現況調査等業務)	9,500	
(伊勢遺跡史跡公園管理運営事業)	6,517	
保健体育費		19,867
(小中学校給食物資に係る保護者負担軽減)	19,867	

債務負担行為の補正

追加

事 項	期 間	限 度 額	千円
南部地区地域包括支援センター運営事業	5年度～9年度		169,880
中部地区地域包括支援センター運営事業	5年度～9年度		169,880
北部地区地域包括支援センター運営事業	5年度～9年度		169,880

2【議第40号】令和5年度守山市水道事業会計補正予算(第1号)

<収益的支出>

支出補正額 8,118 千円 (補正後の額 1,520,265 千円)

補正概要

- ① 昨年度に実施した立入水源地耐震診断の結果、耐震性を有していないと評価された設備について、耐震化の整備方針・計画案の策定業務を行うもの。
- ② 守山栗東線JR横断部の未供用配水管の供用開始に向けての、洗管の準備として周辺配水管の流量調査を行うもの。

収益的支出補正			千円
(支出)	水道事業費用		8,118
	営業費用		8,118
	(立入水源地耐震化等基本方針策定業務)	6,149	
	(守山市内流量調査業務)	1,969	

3【議第41号】令和5年度守山市下水道事業会計補正予算(第1号)

<収益的収支>

収入補正額 20,000 千円 (補正後の額 2,421,693 千円)
 支出補正額 20,735 千円 (補正後の額 2,415,392 千円)

補正概要

- ① 昨年度発生した下水道管破損事故を受けて、当該汚水管のバックアップ機能の確保に係る再整備検討を行うもの。

収益的収支補正			千円
(収入)	下水道事業収益		20,000
	営業外収益		20,000
	(他会計負担金)	20,000	
(支出)	下水道事業費用		20,735
	営業費用		20,735
	(小島1号汚水幹線再整備検討業務)	20,735	

<資本的収支>

収入補正額 78,500 千円 (補正後の額 824,375 千円)
 支出補正額 131,461 千円 (補正後の額 1,673,905 千円)

補正概要

- ① 昨年度発生した下水道管破損事故を受けて、腐食の進行のある汚水管の布設替え工事を行うもの。

資本的収支補正			千円
(収入)	下水道事業資本的収入		78,500
	企業債		78,500
	(汚水事業債)	98,500	
	出資金		
	(他会計出資金)	△ 20,000	
(支出)	下水道事業資本的支出		131,461
	建設改良費		131,461
	(小島1号汚水幹線布設替工事(今市工区))	131,461	



令和5年度 6月補正予算のポイント

つながりで切り拓く「守山の新時代」！

滋賀県守山市

当初（骨格的）予算＋政策的予算の規模

(単位：千円)		令和5年度	令和4年度	増減額	対前年度比率	参考：令和2年度 (過去最大予算)
一般会計		34,380,329	33,980,000	400,429	1.2%	34,180,000
内 訳	当初予算 (骨格的予算)	33,480,000	33,980,000	▲500,000	▲1.5%	—
	3・4月補正	377,230	—	—	—	—
	6月補正	523,099	—	—	—	—

追加した6月補正のポイント

令和5年度当初予算は予算編成時期に市長選挙が実施されたことから、扶助費や公債費といった義務的経費や、継続的に実施している事業を中心に予算の調製を行い、一部の政策的な経費についても当初から実施する必要があるものについては予算化しました。

市長が掲げる政策については、6月定例会議での予算化を目指して検討をすすめ、4本柱と物価高騰対策を中心に6月補正予算案を調製しました。

4本柱

1. 子育てするなら守山！

2. 住むなら守山！

3. 働くなら守山！

4. 市民が主役の守山！

待機児童対策

令和5年度は、低年齢児（0から2歳児）の保育ニーズの増加や民間園の保育士不足等により待機児童が発生したことから、対策を早急に講じることで、待機児童の早期解消を目指します。

予算 15,028千円（国2,666千円）

◆乳児保育園整備事業

7,490千円

待機児童対策として、令和6年4月の開所を目指し、特にニーズが高い0～2歳児が対象の乳児保育園（定員：50人程度）を整備します。

市有施設（旧法務局）を市が整備し、指定管理制度（公設民営）により運営します。

設計業務委託料：7,490千円



こども政策課 担当 穎娃 連絡先 077-584-5925

◆地域型保育事業費補助金(小規模保育園整備)

3,750千円（国2,666千円）

待機児童対策として、令和6年4月の開所を目指し、特にニーズが高い0～2歳児が対象の小規模保育所（定員：19人以下）を、新たに整備します。

設置と運営を事業者者に委託（民設民営）し、施設整備および備品の購入に補助を行います。

補助金 施設改修費 3,000千円
備品購入費 750千円



こども政策課 担当 穎娃 連絡先 077-584-5925

◆保育士確保インセンティブ交付金

3,200千円

民間園に対し更なる保育士の確保を支援するため、保育士の採用実績数に応じインセンティブ（成果報酬）を交付します。

また、自園での採用活動が年々困難になっているとの声があることから、人材紹介会社も積極的に活用できるよう、人材紹介会社経由で採用に至った場合に発生する紹介手数料についても補助を行います。

交付対象：法人立保育園等

交付単価：保育士1人につき20万円 3人目以降30万円

紹介手数料補助：採用時の紹介手数料の1/2
（補助上限額50万円）

保育幼稚園課 担当 杉田 連絡先 077-582-1129

◆未就園児事業の充実

588千円

対象年齢の拡充（0～2歳）および開催回数の増による子育て支援の充実を図るとともに幼稚園の魅力を伝える機会を増やします。

対象：拡充前 2歳児
⇒ 拡充後 0～2歳児
実施園：物部幼稚園、吉身幼稚園、
立入が丘幼稚園
河西幼稚園、速野幼稚園



保育幼稚園課 担当 大崎 連絡先 077-582-1129

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等への支援や低所得の妊婦の経済的負担軽減、産後うつ予防等の課題解決対策を実施することで、「守山で子どもを産み・育てたい」という機運を高めていきます。

予算 17,278千円（国6,710千円、県 3,133千円）

◆子育て世帯訪問支援事業（育児不安家庭等への支援強化） 666千円（県433千円）

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に対し、訪問支援員が訪問し、相談や家事援助を行うことで、家庭の課題を解消し、児童を取り巻く環境の改善を図ります。

〈支援内容〉家事支援：食事、洗濯、掃除、買物代行等

育児支援：保育所等への送迎、子育てに関する情報提供等



こども家庭相談課
担当 平
連絡先077-582-1137

◆産後の母子支援の強化 8,120千円（国3,960千円）

産後2週間、産後1か月など、産後間もない時期の産婦に対する健康診査にかかる費用を助成し、お母さんのこころとからだの健康保持、産後うつの予防等を図ります。

対象者：令和5年4月1日以降に出産した産婦 助成額：1健診あたり5,000円（上限）×2回



◆低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業 100千円（国50千円）

低所得の妊婦の経済的負担軽減を図るとともに、対象妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、妊娠判定にかかる初回の産科受診料の費用を助成します。

対象者：住民税非課税世帯または同等の所得水準である妊婦等

母子保健課
担当 民辻、三津川
連絡先077-583-0898

◆民設放課後児童クラブ施設整備事業費補助金

8,100千円（国：2,700千円、県2,700千円）

就労等により昼間家に保護者がいない小学生に遊びや生活の場として児童クラブ（学童）を設置しています。今回、利用ニーズの高い物部および河西小学校区に、設置と運営を事業者へ委託（民設民営）し、施設整備費等に補助を行います。



補助金	施設改修費	3,000千円
(1施設あたり)	備品購入費	750千円
	賃料支援	300千円

こども政策課
担当 穎娃
連絡先077-584-5925

◆親子のそだちの広場事業 292千円

安心して子育てできるよう、身近な場所で遊びながら気軽に相談できる場を設けます。

対象者：未就園児（0歳～）とその保護者

実施場所：すこやかセンター
市内幼稚園

実施内容：自由遊び、身体計測、相談など



母子保健課 担当 民辻、寺西
連絡先077-583-0898

地域防災力の強化

地域防災力を強化するためには、常に、実際に災害が起きた場合を想定して準備することが必要です。守山市では、「消防団の力向上モデル事業」や「コミュニティ助成事業」を活用し、①実践的な訓練実施、②自主防災組織(自治会)が行う防災資機材更新整備への支援、③消防団員の処遇改善【活動服(夏服)購入】に取り組みます。

予算 11,670千円 (国5,000千円、他2,900千円)

◆消防団の力向上モデル事業【消防庁委託事業】 (実践的な訓練実施) 5,000千円(国5,000千円)

これまで実践してきた「地震を想定した訓練」に加え、浸水被害を想定した水難救助訓練(図上および実技訓練)を実施。併せて、全額国費により、水難救助資機材(救命ボート・船外機・ドローンなど)を整備します。



◆コミュニティ助成事業【自主防災組織育成】 (防災資機材の更新整備) 1,900千円(他1,900千円)

地域の安全・安心のため、自主防災組織(自治会)が行う防災資機材(可搬式小型消防ポンプなど)の更新整備に対して、補助金を交付します。



◆コミュニティ助成事業【消防団育成】 (消防団員の処遇改善) 4,770千円(他1,000千円)

地域の防災体制の中核的役割を担う消防団員の活動服(夏服)を更新し、消防団員の処遇改善を進めます。

守山市消防団：団本部(3名)、各学区を管轄する7分団(1分団定員28名/計196名)、守山サルデイス分団(MSL分団/定員20名)の合計219名分の活動服(夏服)を更新します。

危機管理課 担当 坪内・音野 連絡先 077-582-1119

带状疱疹ワクチンの接種は任意接種であり保険適用がないことから、経済的負担の軽減を図るとともに後遺症等の予防を図る必要がある。また、50歳以上の半数が罹患している歯周病の早期発見・早期治療を促すことで将来世代の介護予防を図ります。

予算 7,182千円 (県452千円)

◆ **带状疱疹ワクチン接種費用助成事業** 6,182千円

带状疱疹の発症予防、高齢者の健康や生活の質の維持向上のため、带状疱疹ワクチン接種費用の一部を助成します。

带状疱疹は皮膚に神経痛のような痛みと水ぶくれ（水疱）を伴う発疹が帯状に現れる皮膚疾患。発症率は50歳代より上昇し、70歳代でピークをむかえる。

- ・ **対象者** 65歳以上の市民の方
助成はひとりにつき生涯 1 回限り
- ・ **助成額**

生ワクチン	2, 0 0 0 円× 1 回
不活化ワクチン	5, 0 0 0 円× 2 回



生ワクチン（乾燥弱毒生水痘ワクチン） 約8,000円× 1 回接種
 不活化ワクチン（乾燥組換え带状疱疹ワクチン） 約20,000円× 2 回接種
 ※接種費用は医療機関により異なります。

すこやか生活課 担当 川中・梅本 連絡先 077-598-5711

◆ **50歳の歯科健診無料化** 1,000千円 (県 452千円)

歯周病の予防、早期発見・早期治療のため、50歳の歯科健診料(自己負担金1,000円)を無料化します。

50歳の約半数が罹患している歯周病は、歯の喪失原因の第1位。

歯科健診の受診を促し、歯周病の予防、早期発見・早期治療により、歯と口腔の健康保持・増進を図ります。



すこやか生活課 担当 金沢・中野 連絡先 077-581-0201

農業振興

農業担い手への農地の集約化による生産の効率化や次世代を担う新規就農者が経営基盤強化のために必要な機械・設備導入等への支援による本市の基幹産業の振興を図ります。また、水産業や畜産業への支援を実施することで物価高騰による経営負担の軽減を図ります。

予算 16,659千円 (県16,659千円)

◆農地利用効率化等支援事業補助金 10,000千円 (県10,000千円)

担い手への農地の集約化を重点に置き、その実現に向けて生産の効率化に取り組むために必要な農業用機械・施設の整備を支援します。

補助率 30% (個人上限10,000千円)

採択者 1名

整備内容：①高度環境制御システム
施設園芸ハウス
【6棟：約1,382㎡】

②きゅうり自動選果機【1台】



◆新規就農者経営発展支援事業補助金 6,659千円 (県6,659千円)

次世代を担う農業者となることを目指し、新規就農者が経営発展を図るために必要な機械・施設の導入等の取組を支援します。

補助率 75%

(国50%、県25%、上限3,500千円)

採択者 2名

整備内容：

- ①いちごベンチアップシステム工事
- ②管理機、動力脱莢機、冷蔵庫



物価高騰対策

予算 4,370千円 (国4,370千円)

◆肥育牛導入事業費補助金 3,500千円 (国3,500千円)

全国的な飼料価格が高騰する状況を鑑み、市内の肉用牛の肥育農家が、素牛を導入する際の経費を一部助成します。

補助金額：

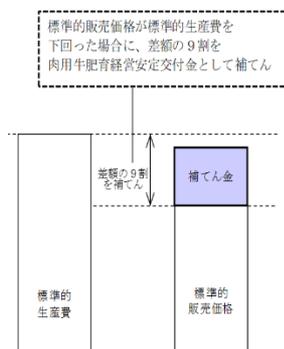
1頭あたり100千円



◆肉用牛肥育経営安定交付金緊急補てん事業 250千円 (国250千円)

肉用牛肥育経営安定対策交付金制度(牛マルキン)において補填される9割の差額分1割の1/4を上乗せ支援する事業です。

制度発動時に、補助対象者へ交付します。



◆水産業燃油高騰対策支援事業 620千円 (国620千円)

燃油高騰により影響を受ける漁業者の負担を軽減するため、燃料費の一部を支援します。

漁船登録された船外機付船舶を有する市内漁業協同組員(正准組員)

定額20千円/人



G X 関連事業

脱炭素社会の実現に向け、公共施設への再生可能エネルギーの有効活用に向けた検討を進めるとともに、市民や市内事業者等向けの脱炭素社会の実現につながる補助金の創設することで、具体的な取組みを促していきます。

予算 55,500千円（国46,600千円）

◆公共施設太陽光パネル設置調査業務

8,900千円

「第5次守山市地球温暖化対策実行計画 事務事業編（以下、「実行計画」という）」の今年度の策定に伴い、これまでのCO2の削減計画をより実効的な計画となるよう、本市にとって最も有効と考えられる再生可能エネルギーとして、公共施設への太陽光パネルの設置検討に係る調査を行います。

この調査結果をもとに実行計画への位置づけを検討し、守山市が市内事業者として率先して、再生可能エネルギーの活用に取り組みます。

総務課 担当 榊 連絡先 077-582-1111

◆住宅用蓄電池・太陽光発電設置補助金

6,600千円（国6,600千円）

地球温暖化防止・再生可能エネルギーの普及を目的に、住宅に蓄電池等を設置する方に対し補助金を交付します。



▶ 補助額

蓄電池：25千円/1 kWh（上限**17万5千円**）

太陽光発電：10千円/1 kW（上限**4万円**）

※補助要件：蓄電池と太陽光発電を併用すること

環境政策課 担当 杉江 連絡先 077-584-4691

◆エコリフォーム等推進補助金

30,000千円（国30,000千円）

個人消費の促進および家庭における省エネの取組みを推進するため、市内に居住もしくは存する住宅の省エネ設備工事等に対し助成を行います。

補助率・上限額 10% 上限20万円

補助対象経費

- ・省エネ住宅設備工事（台所・便所・浴室ほか給排水の設備・取替え）
- ・エコリフォーム工事（窓・外壁・屋根の断熱、LED照明器具設置、など）
- ・上記工事に係る付帯工事



施工業者は市内本店の業者に限る。

商工観光課 担当 杉本・藤田 連絡先 077-582-1131

◆中小企業等省エネ・再エネ設備導入促進補助金

10,000千円（国10,000千円）

事業者の固定費削減による安定した経営基盤の強化、市内産業の低炭素化、GXの促進を推進するため、市内中小企業者の省エネ・再エネに資する設備導入に対し補助を行います。

補助率・上限額 1/2 上限50万円

補助対象経費

- ・指定された省エネ設備の導入
 - ・太陽光発電システムまたは太陽光発電システムと併用する蓄電池の設置
- 上記設備導入にかかる本工事費、付帯工事費、設備費

施工業者は市内本店の業者に限る。

商工観光課 担当 杉本・藤田 連絡先 077-582-1131

まちのDXの推進

物価・原油価格高騰をはじめ多様化する社会環境への対応が求められる中、デジタル技術活用による市内事業者の新たな経営展開や事業基盤の確立、またこうした経営改革や対策の実施、検討に対する市内外のプロフェッショナル人材の活用・連携を支援します。

予算 6,000千円 (国6,000千円)

◆中小企業等デジタル化促進補助金 4,000千円 (国4,000千円)

補助率・上限額 1 / 2 上限20万円

補助対象経費

デジタル化による販路開拓、経営改革を行うためのシステム導入経費・役務費・委託費等

①新販路改革タイプ

例) ECサイトの活用(予約システム、テイクアウトシステム等)、セルフオーダーシステム導入、キャッシュレス化

②経営管理改革タイプ

例) 経理・会計・人事管理等ソフト、クラウド管理の導入、POSレジ等の導入、サイバーセキュリティ対策
(備品購入) キャッシュレス決済端末、OCRスキャナー等は対象



ECサイト出展費



ソフトウェア導入費

商工観光課 担当 杉本・藤田 連絡先 077-582-1131

◆外部人材活用促進補助金 2,000千円 (国2,000千円)

補助率・上限額 1 / 2 上限20万円

補助対象経費

外部人材を活用して、自社の経営改革を行う中小企業に対し人材雇用、コンサル委託等に必要経費の一部を補助
→外部人材に支払う給与、報酬、謝礼、業務委託料等

「DXの推進」

「経営支援」

「事業承継」



商工観光課 担当 杉本・藤田 連絡先 077-582-1131

物価高騰対策

国の「電力・ガス食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を活用し、食料品等の価格高騰によって危惧される公設・民設保育所等や小中学校の給食費の保護者負担の増額抑制を行います。また、障害福祉・介護サービス事業所への支援を実施することで物価高騰による経営負担の軽減を図ります。

予算 65,647千円 (国60,495千円、県5,152千円)

◆保育所等物価高騰対策事業

12,977千円 (国7,825千円、県5,152千円)

物価高騰を踏まえ、国交付金を活用し、保護者の給食費の負担上昇を抑えるため、食料品等の価格上昇分について保育園等への支援を行います。

〈公立保育園等対象施設〉

食材費高騰分 1,250千円

〈法人立保育園等対象施設〉 (県補助も活用)

児童一人当たりの基準額6,120円 (年)

認可保育所等 11施設

地域型保育事業所 19施設

食材費高騰分 11,727千円



保育幼稚園課 担当 大崎 杉田 連絡先077-582-1129

◆原材料等高騰による学校給食費負担軽減対策

19,867千円 (国19,867千円)

物価高騰を踏まえ、国交付金を活用し、主食・牛乳・生鮮物資の値上がり分について、保護者負担が増えないよう、市立小中学校の学校給食費に支援を行います。

また、生鮮物資については、地場産物の安定的な確保を図り、可能な範囲内で、給食に使用します。



保健給食課 担当 木村 連絡先 077-582-1143

◆障害福祉サービス事業所への物価高騰対策支援 5,425千円 (国 5,425千円)

◆介護サービス事業所への物価高騰対策支援 27,378千円 (国27,378千円)

物価高騰に直面するなか、食事提供する施設が従来通りの栄養バランスや量を保ったまま食事の提供等を行えるよう、交付金を交付し事業所の支援を行います。※食事を提供している事業所に限ります。

〈対象：障害福祉サービス事業所〉

- ・入所施設 2事業所
- ・短期入所施設、グループホーム 11事業所
- ・通所系施設 10事業所

〈対象：介護サービス事業所〉

- ・入所、入居系施設 20事業所
- ・通所系施設 36事業所



障害福祉課 担当 齊藤 連絡先 077-582-1168 介護保険課 担当 川崎 連絡先 077-582-1127

【補正予算】 都市公園緊急修繕工事 2,362千円

(修繕箇所の概要)

	公園名	修繕箇所	修繕内容
1	美崎公園	ターザンロープ	ターザンロープ下の地面の石等の露出を改善
2	守山町公園	ブランコ	チェーン（鎖）のすり減りによる交換
3	木ノ本児童公園	複合遊具	滑り台上り階段の補修（階段の隙間を狭くする※けが防止のため）
4	松田児童公園	複合遊具	滑り台上り階段の補修（階段の隙間を狭くする※けが防止のため）
5	堀海道児童公園	ブランコ	チェーン（鎖）のすり減りによる交換
6		鉄棒	老朽化による更新